

第四次地域管理経営計画書

(東三河森林計画区)

自 平成25年4月1日
計画期間
至 平成30年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	12
(4) 主要事業の実施に関する事項	13
(5) その他必要な事項	14
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	15
(1) 巡視に関する事項	15
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	15
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	15
(4) その他必要な事項	16
3 林産物の供給に関する事項	16
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	16
(2) その他必要な事項	17
4 国有林野の活用に関する事項	17
(1) 国有林野の活用の推進方針	17
(2) 国有林野の活用の具体的手法	18
(3) その他必要な事項	18
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	18
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	18
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	18
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	18
(1) 国民参加の森林に関する事項	18
(2) 分収林に関する事項	20
(3) その他必要な事項	20
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	21
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	21
(2) 地域の振興に関する事項	21

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。また、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、中でも地球温暖化防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表されたところである。ここでは、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という3つの基本理念の下に、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げているところである。この「森林・林業再生プラン」は、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられたところでもある。

更に、平成23年3月に東日本大震災及び長野県北部地震が発生し、東北地方を中心に入命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされた。このため、復旧資材の供給など当面の被災者の生活再建に向けた取組を進めるとともに、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生の加速化による川上から川下までを通じた効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用等を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していく必要がある。

加えて、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業について、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図るための仕組みの創設など、国有林野の管理経営に関する法律等が改正されるとともに、これらに即した管理経営基本計画が策定されたところである。

今後は、法律改正の趣旨を踏まえ、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していく必要がある。

本計画は、第三次計画（平成20年4月1日から平成25年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を幅広く把握した上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ、

「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の東三河森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定める第四次計画（平成25年4月1日から平成30年

3月31日)である。

今後、東三河森林計画区における国有林野の管理経営は、国の方支分部局、関係県、関係市町村などの行政機関と一層の連携を図るとともに地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、東三河森林計画区の全森林面積の7%にあたる国有林野7,634haである。

当計画区の国有林野は、愛知県内における東部の豊川、宇連川流域に位置し、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、広域にわたる流域の山地災害防止、東三河地域の主要な水源としての役割が重要であり、国有林野面積の94%が水源涵養保安林、土砂流出防備保安林に指定されている。このほか、自然景観に恵まれた地域については、天竜奥三河国定公園、段戸高原県立自然公園等の自然公園に指定されており、自然観察教育林のレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。このような公益林については、原則保安林とし、その適切な管理を推進することとする。

また、「三河材」の生産地であり、流通・加工団地によるスギ、ヒノキの产地化形成が進みつつある。

このため、当計画区では、水源涵養機能等の高度発揮とあわせ保健文化機能を重点的に発揮させるための多様な森林の整備を進めるとともに、林産物の供給を通じ地域振興が図られるように管理経営を行っていくこととする。

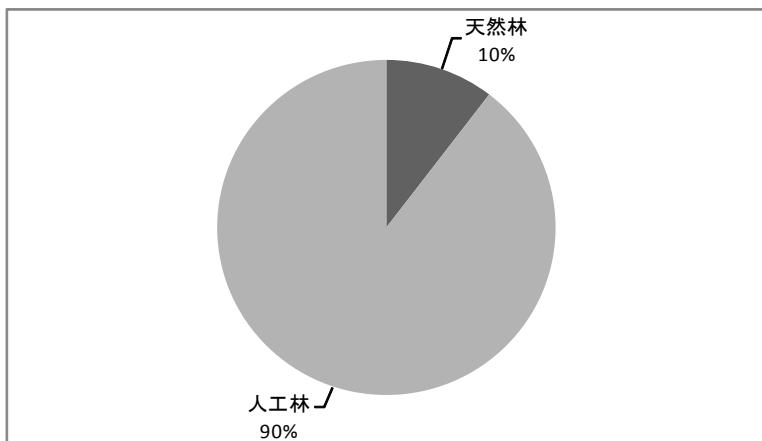
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

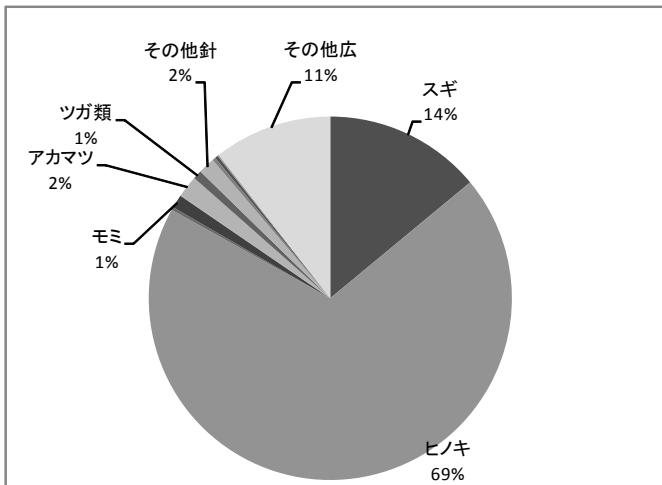
当森林計画区の林分内容(24年3月時点)は、人工林率が90%と極めて高く(図-1参照)、主な樹種としてはヒノキが7割を占めている。(図-2参照)

また、人工林の齢級構成は6齢級から10齢級及び19齢級が多くを占めている。(図-3参照)

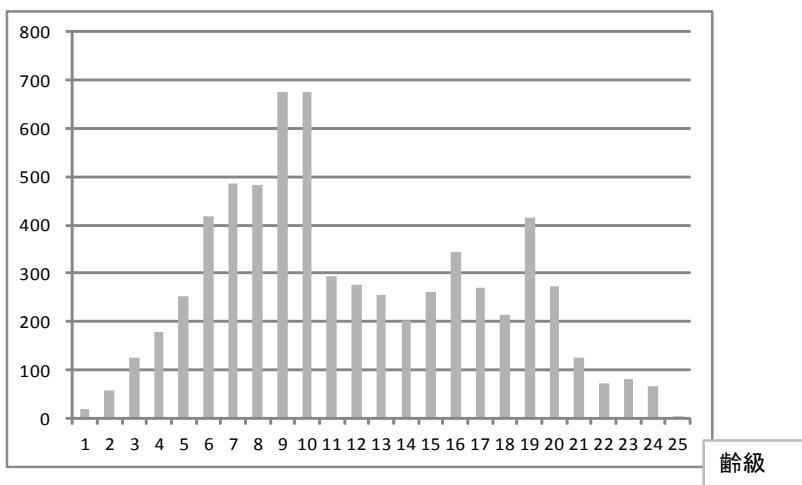
図-1 人工林・天然林の分布(面積比)



図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級（注）構成（面積別）（単位：ha）



注：齢級

林齡（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1齢級は1～5年、2齢級は6～10年、10齢級は46～50年となる。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成24年度は実行予定を計上した。）

伐採総量に関しては、主伐は、分収林の契約満了に伴う伐採に取り組んだほか林業専用道の開設に伴う支障木の伐採等があったことなどから、また、間伐はほぼ計画どおりの事業を行い、現地調査により事業箇所毎の収穫量で計画を上回る森林が多かったことなどから、主伐、間伐のいずれも計画を上回る結果となった。なお、臨時伐採量を含めた計画量との対比ではほぼ計画どおりの実績となっている。

更新・保育総量に関しては、立木販売による分収林の伐採が計画期間の後半に集中し更新の必要な面積が当初予定より少なくなったことから計画を下回る結果となった。これに伴い下刈りも計画を下回ることとなり、その他の保育施業についても森林の状況に

応じて必要な施業を実施した。

林道に関しては、一定の予算の中で森林整備事業の時期等を勘案し局内の優先順位を考慮したことなどから開設実績が計画を大きく下回る一方、台風や集中豪雨等による被害が多く発生しその復旧等が必要となったことから、改良は計画を大きく上回る実績となつた。

項目	計画	実績	実施率
伐採総量	119,700m ³	116,770m ³	98%
	主伐	32,752m ³	
	間伐	63,496m ³	
	臨時伐採量	23,452m ³	
更新総量	69ha	27ha	39%
	人工造林	69ha	27ha
	天然更新	0ha	0ha
保育総量	下刈	234ha	163ha
	つる切・除伐・枝打	733ha	571ha
林道	開設	7,817m	250m
	改良	36箇所	72箇所

注:伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので集計上、主伐・間伐に整理している。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて、各般の取組を推進していくこととする。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林の保全・管理
- ・保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生

産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・松くい虫被害対策、ナラ枯れ対策及び巡視
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等による食害・剥皮防止対策

エ 土壤及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かんよう}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の確実な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林へのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・中部森林管理局ホームページ等の充実による情報発信
- ・保護林のモニタリング等の着実な実施

注：モントリオールプロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

④ 政策課題への対応

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

災害防止や荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保全機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から育成林を対象に間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

更に、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 森林・林業の再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、民有林との連携の下、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共有化を図り、施業の合理化に取り組むこととする。

ウ 山村地域の振興

地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には

国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
	気象害防備	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林(立地条件(海岸)により除外する場合もある。)
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林、(立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林に区分する場合がある。)
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、(立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林に区分する場合がある。)
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林(立地条件(都市部)により除外する場合もある。)
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林 (分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示)

また、間伐等の推進、伐採林齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民の森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施することとする。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・搬出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域ニーズ等に応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していくこととする。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（当該計画区の10%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

a 針広混交林や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。

b 天然力の活用により的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。

c ヒノキ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出 ・崩壊防備エリア	うち、 気象害防備エリア
面積	779	779	0

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の0.2%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は原則として現況の森林を維持することを目的とした天然生林へ導くための施業として自然の推移に委ねる管理を行うこととする。
- b 自然維持タイプの森林のうち原生的な森林を保護するため、段戸国有林内のモミ、ツガ林（段戸モミ・ツガ植物群落保護林）を引き続き保護林として管理していくこととする。

自然維持タイプの面積

（単位：h a）

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	1 4	1 4

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の17%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種からなり、周辺の山岳や渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等をそれぞれの利用形態等に応じ維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然林は天然生林へ導くための施業によるほか、ヒノキ人工林等については、原則として育成複層林へ導くための施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景伐などを推進することとする。
- b 森林空間利用タイプの森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設や森林の整備を行うことが適當と認められる森林を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林空間利用タイプの面積

（単位：h a）

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	1, 287	1, 281

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（当該計画区の 73 %）は、主に渴水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から将来にわたって、人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるヒノキ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、健全な育成単層林を維持するための施業を実施する。また、比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。
- b 特定の水源の保全、景観維持等を図るため、必要な林分については、複層伐等により育成複層林へ導くための施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- c 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分については、択伐により育成複層林及び天然生林へ導くための施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水源涵養タイプの面積 (単位 : h a)

区分	水源涵養タイプ
面 積	5 , 554

なお、機能類型ごとの管理経営については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 田口・豊邦地域（段戸国有林）

当地域は東三河北部に位置し、設楽町に所在する国有林野5,295haであり、豊川・矢作川の水源として、三河地域の重要な水源となっており、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

(ア) 段戸国有林のうち段戸裏谷地域のモミ、ツガ群落原生林及び段戸高原県立自然公園については、自然環境の維持を図ることが期待され、多くの学校が教育の場として活用している。同箇所は自然観察の場に適した森林として保健文化機能の発揮が期待さ

れているため森林空間利用タイプに区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 地形・地質等の条件から土砂の流出防備、水源涵養の機能の発揮が期待されている森林は、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分して、管理経営を行うこととする。

(ウ) 当地域は、古くから「三河材」の一大生産地となっており、公益的機能の発揮に配慮しつつ、森林資源の有効利用を図ることとする。

イ 桧原地域（桧原国有林）

当地域は、主に東三河北部に位置し、設楽町に所在する国有林野220haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

当地域は茶臼山高原道路に面した地域であり、天竜奥三河国定公園に指定され、東海道自然歩道の背景林となっているなど、優れた自然美を構成する森林が多い地域である。

また、一方では全域が山地災害が危惧される地域となっていることから、地形・地質等の条件から山地災害防止及び水源涵養の機能の発揮が期待される森林は、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行うこととする。

ウ 棚山、一の又、川合地域（棚山、一の又、川合国有林）

当地域は、主に東三河東部に位置し、新城市、設楽町に所在する国有林野776haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

また、林地傾斜が急峻であり、土壤が浅く風雨などの気象害が発生しやすい条件にあるため、山地災害防止機能の発揮に配慮し山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行うこととする。

エ 甚古山、八名地域（甚古山、八名国有林）

当地域は、主に東三河南部に位置し、新城市に所在する国有林野176haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

当地域は、大半がヒノキ、スギの人工林で形成されているが、土壤が浅いため気象害が発生しやすい箇所となっている。また、都市近郊から近距離の位置にあり、体験林業等学習の場として活用されている。そのため山地災害防止、水源涵養機能の発揮に配慮しつつ、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行うこととする。

オ 豊橋地域（豊橋、大沢国有林）

当地域は、主に東三河南部に位置し、豊橋市に所在する国有林野1,167haであり、大部分がヒノキ、スギ、クロマツの人工林となっている。また、土壤が浅く、特にヒノキにおいては間伐等の環境変化に起因した虫害の影響を受け易い地域である。

当地域は、都市近郊に隣接した位置にあり、石巻山多米県立自然公園など、自然観察教育の場に適した森林が多く、四季を通じて一般の入り込み者が多い地域となっていることから、保健文化機能の発揮に配慮しつつ、主として森林空間利用タイプに区分し、管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、東三河流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、当流域では、低コスト作業システムの紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などの要望があることから、低コスト作業システムについての現地検討会等の実施や、ボランティア団体等への活動の場の提供等に優先的に取り組むこととする。また、県、市町村等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとする。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

低コスト作業システム現地検討会等を開催し、低コスト作業システムの定着等に取り組む。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設置等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取組を推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

コンテナ苗、天然更新等の低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取り組みを推進する。

エ 当計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取り組みを推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

ア 伐採総量

(単位 : m³ • h a)

区分	主伐	間伐	計
計	73,024 《14,267》	59,276 (602)	132,300

注1：（ ）は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値（うち数）である。

イ 更新総量

(単位 : h a)

区分	人工造林	天然更新	計
計	177	—	177

ウ 保育総量

(単位 : h a)

区分	下刈	つる切	除伐	枝打
計	461	19	251	124

エ 林道の開設及び改良総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	9	11,522	35	745

* 各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5)その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」としての位置づけを踏まえ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、森林・林業や多様で豊かな自然環境に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取り組みを進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進することとする。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる健全な森林を育成するための森林整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進することとする。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化のための施業、里山整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

特に、貴重な自然環境としての天然林や植物群落、特徴的な地形・地質等については、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林として適切に保護・保存を図って行くこととする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組むよう努めることとする。

④ 治山事業の計画的な実施

当計画区は、東三河地域の重要な水源地帯であることに加え、都市近郊林として地域住民に親しまれる森林となっている。治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくり、水源涵養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能の適正な發揮を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

特に当計画区の国有林は、天竜奥三河国定公園、段戸高原県立自然公園等優れた自然景観を呈する森林が多く、レクリエーションの場として多くの人に活用されていることから景観の保持に配慮した治山事業の実施に努める。

また、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当計画区内の国有林野のうち約2割が自然維持タイプと森林空間利用タイプに区分されており、特に、春季と秋季の乾燥期はレクリエーションの森の利用等による入林者が増加と相まって山火事の発生の危険が増大する。このため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化するとともに、地元自治体等と連携した取り組みの推進に努めることとする。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡査及び巡視、貸付地等の状況把握を行うこととする。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病害虫の駆除又はその蔓延の防止に関する事項

森林病害虫による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

このうち、松くい虫被害は被害木の伐倒駆除等により減少傾向にあるが、今後も松くい虫被害地域の拡大防止を図るため、地元自治体等を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施することとする。

また、カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

ア 希少な野生動植物の生息・生育環境の保全、生物多様性の保全等が一層重要となっていることから、引き続き優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

イ 当計画区には、段戸植物群落保護林を設定しており、引き続き保護林の適切な管理を通じた生物多様性の保全に努めるとともに、開かれた国有林の視点に立って保護林の保存等の重要性等について情報の提供に努めることとする。

ウ 個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進するため、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係者等と連携して、利用のルールの啓発等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処することとする。

保護林

種類	箇所数	面積(ha)
植物群落保護林	1【1】	1.4【1.4】
総数	1【1】	1.4【1.4】

注1：【】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・植物群落保護林：国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護

(4)その他必要な事項

① ニホンジカ等による被害防除

ア ニホンジカ被害については、環境行政をはじめ、関係県・関係市町村・関係団体等と連携を図りつつ、特定鳥獣保護管理計画に基づき、剥皮を防止するテープ等の効果的な設置・防護柵の作設や有害獣駆除による個体数調整に取り組む。また、ツキノワグマ、カモシカの被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の効果的な使用等により造林地等における食害等を未然に防止することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1)木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林のもつ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、間伐等の森林整備を通じて生産される低質材等有効利用や、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行に伴う木質エネルギー利用の増加も考慮しながら、木材の安定供給に努めることとする。

また、地域ブランド材の「三河材」について、民有林行政等との連携により産地銘柄の形成に努めることとする。

② 木材の生産及び販売

間伐材の利用促進等にあたり、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、木材の販売にあたっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託の推進、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ることとする。

③ 木材の利用

木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、また、同年12月には「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたところである。加えて、平成23年5月には国土交通省において、木造の官庁施設に適用するための「木造計画・設計基準」が定められたところもある。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

(2) その他必要な事項

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の發揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、高原地帯の溪流と森林が調和した美しい景観を有する国有林野や都市圏に隣接した森林が所在しており、モミ・ツガ群落保護林を中心とした愛知県有数の自然林や、東海自然歩道もあり森林浴、ハイキングやキャンプ等森林レクリエーション資源が豊富なことから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進にあたっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を行うこととする。

① レクリエーションの森

段戸自然観察教育林等のレクリエーションの森については、自然景観の探勝や森林浴など保健休養の場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

なお、歩道周辺等における安全を確保するため、関係機関等が連携しつつ、各施設の設置・管理者等による危険木の除去等に努めることとする。

レクリエーションの森

種類	箇所数	面積(ha)
自然観察教育林	2【2】	1, 281【1, 269】
総数	2【2】	1, 281【1, 269】

注：【】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売り出し、所管換等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の發揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、市町村等との連携を図りつつ各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
名古屋シティ・フォレスター倶楽部の森	3	段戸国有林35は林小班
中日森友隊の森	1	段戸国有林35ほ林小班
穂の国みんなの森	2	段戸国有林121ち林小班
穂の国石巻の森	1	豊橋国有林1220か林小班

② 社会貢献の森

企業の社会的責任（C S R）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
三菱商事芽ぐみの森	2	豊橋国有林1220ほ林小班ほか

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市町村等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
多米の里山森づくり	8	豊橋国有林1240ち林小班ほか

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

分収林の内訳

区 分	箇 所 数	面 積 (h a)
分収造林	4 5 (2)	2 6 2 (9)
分収育林	5 6 (0)	2 8 5 (0)
計	1 0 1 (2)	5 4 7 (9)

注1：（ ）は法人の森林の数値（うち数）である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市町村、企業、ボランティア団体、N P O、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進することとする。

イ 次代を担う子供達に対し、森林・林業を国民全体で支えるものとの理解を醸成することを目標として、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、技術指導等の多様な取組を推進することとする。

ウ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等にも取り組むこととする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ N P O 等の支援の推進

N P O 等が行う森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むN P O や教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業として、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

このため、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や「三河材」等林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。